

児童手当

手続きは済みましたか？

平成24年4月1日から、子ども手当制度に代わり児童手当制度が始まりました。3月まで子ども手当を受給していた方は、児童手当受給者へ移行してありますが、6月には現況届の提出が必要になります。現況届の提出がない場合は、6月分以降の手当を支給することができませんので、ご注意ください。

名称変更以外の大きな変更点は、6月分(10月支給)から、所得制限が導入されることです。別表の所得制限限度額以上の受給者の方の手当は、年齢に関係なく、一律5000円に減額となります。

■手当を受給できる方

■ 中学3年生(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方。

※児童を養育している父母などのうち、生計を維持する程度の高い方(恒常的に所得の高い方)が受給者となります。

○ 養育者・児童ともに日本国内に居住していること。ただし、児童が留学を理由に海外にいる場合は、手当が受けられる場合があります。

○ 父母がともにもいない場合は、祖父母などの養育者が受給できる場合があります。

○ 児童と別居していても受給できる場合があります。別途書類

(別居監護申立書、児童の世帯全員の住民票提出が必要です。

○ 養育者が単身赴任などで、他区市町村にお住まいの場合、

そちらで手続き下さい。

○ 児童福祉施設などに入所している児童の手当は、施設長などに支給されます。

○ 未成年後見人は、父母に準ずる者として取り扱うことが適当と考えられるため、受給者として手当を受けられます。

○ 父母などがともに国外に住んでいる場合に、国内で児童を監護し、かつ生計を同じくしている者であって、父母などの指定を受けた者が受給者となります。

○ 公務員の方は勤務先への申請となります。

出生・転入から15日以内に申請を

児童手当は申請した月の翌月分から支給となりますが、月の後半に出生・転入した場合は、出生日または転入日の翌日から

数えて15日以内に申請すれば、出生・転入月の翌月分から手当が支給されます。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなります。

また、世帯の状況などに変更があった場合には、申請・届出が必要となります。

※必要書類がそろわなくても、まずは、手続きが遅れることのないよう、認定請求書を提出してください。

※手続きが遅れ、手当が支給されない月が生じた場合でも、さかのぼって支給することはできません。

■手続きに必要なもの

- ・ 認定請求書(窓口で交付)
- ・ 印鑑(認印可)
- ・ 請求者の健康保険証の写し
- ・ 請求者名義の金融機関口座のわかるもの(ゆうちょ銀行以外)
- ・ 児童手当用所得証明書(転入者の方など)
- ・ 外国人登録証(外国籍の方)の写し

■支給額(児童1人あたり)

区分	所得制限未満(月額)	所得制限額以上(月額) (6月分以降の手当)
0歳～3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上から 小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

■手当の支給について

次のとおり、支給日に受給者の口座に振り込みます(子・配偶者の口座には振り込まません)。ただし、認定請求が遅れた場合や、書類に不備があった場合には、支払いが遅れることがあります。

支給予定日	支給対象月
6月8日	2～5月
10月10日	6～9月
25年2月8日	10月～25年1月

現況届について

該当者には、こども福祉課から現況届を各家庭に郵送いたしますので、まだ提出がお済みでない方は、至急手続きください。

■子ども手当特別措置法の経過措置期間が延長されました

子ども手当制度の改正に伴い、平成23年10月～平成24年3月までの子ども手当を受給するために必要な手続きの提出期限が延長されました。

まだ、手続きの済んでいない方は、9月28日(金)までに必ず手続きしてください。

期日までの提出が無い場合、手当を支給することができなくなります。

58 問 伊奈庁舎こども福祉課 ☎
2111(内線1162)

■所得制限(別表) 単位:万円

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

※扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族のことを表します。